

# 渋谷区立上原小学校「いじめ防止基本方針」

令和3年6月30日

本方針は、人権尊重の理念の基づき、上原小学校のすべての児童が安心して楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめの根絶を目的に策定しました。

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

## 2. いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や軽微な発生も見逃さず、学校全体で組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの学級、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む姿勢を全教職員で示します。

## 3. いじめ対策のための校内組織の設置

校長、副校長、主幹、特支 CD、養護教諭、学年主任、等からなる、いじめ防止等のための対策のための校内組織「上原小学校 いじめ対策委員会」を設置します。

## 4. いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する取り組み

- ふれあい月間（6月、11月）には、いじめ防止に関する内容に関わる道徳の授業を施し、思いやりの心などの心情を計画的に育みます。
- 子供を一人の人格と尊重し、呼び捨て、あだ名で呼ばず、「くん、さん」をつけて呼名します。
- 「いじめ発見チェックリスト」等を活用し、多くの教職員の目で常に情報交換をします。
- 「いじめ防止カード」を活用し、「いじめを見て見ぬふりをしない」という認識を児童に定着させます。
- 学校だより、ホームページを通じて、学校・学年の取り組みを発信します。
- 【いじめ総合対策 第2次・一部改定 上巻 学校の取組編】（令和3年2月東京都教育委員会発行）を活用した、いじめ防止のための取り組みを、各学年、年3回実施

します。

- 【いじめ総合対策 下巻 実践プログラム編】(令和3年2月東京都教育委員会発行)を活用した、いじめ問題解決のための研修を年3回実施します。
- スクールカウンセラーとの全員面談(5学年)を早い段階で実施する。その情報を学校いじめ対策委員会で共有し、必要に応じ、対応を行います。
- 保護者がスクールカウンセラーと相談しやすい環境を整備します。

## 5. 教育委員会や関係機関との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身または財産に被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告します。
- (2) いじめにより、心身に著しい被害が生じた場合は、渋谷区教育センター、渋谷区子ども家庭支援センター、東京都児童相談センター等、関係機関と連携して対応します。
- (3) いじめの内容が、犯罪行為として取り扱われる場合は、渋谷警察署と連携して対処します。

## 6. 懲戒権の適切な行使

教育上、必要があると認める時は、学校教育法11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがあります。ただし、いじめには様々な要因があり、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自らの行為を理解、反省し、健全な人間関係を育むことができるように促します。

## 7. 学校評価の実施

いじめ問題への取り組み等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、改善を行います。